

3R推進月間について

環境省が毎年10月を「3R推進月間」と定めています。普段の生活の中で3Rを意識してみましょう。

◆3Rとは

リデュース (Reduce) ・ リユース (Reuse) ・ リサイクル (Recycle) の3つのRの総称。

○リデュース (Reduce)

ごみになるもの自体を減らすこと。つめかえのできる製品を選んで買いましょう。

・マイバッグで買い物を買しましょう。

○リユース (Reuse)

ものを繰り返し使うこと。壊れたものを捨てずに修理して使いましょう。

・いらなくなったものは捨てずに必要な人に譲りましょう。

○リサイクル (Recycle)

使い終わったものを資源として再利用すること。

・古紙や布類を資源回収に出しましょう。

・リサイクルされた製品を選んで買いましょう。

▼問合せ 住民課環境保全グループ

☎ 28・0916

クリーン排水月間について

県では、毎年10月を「クリーン排水月間」と定めています。

川や海をきれいに保つため、生活排水対策にご協力ください。

◆水に流す前に

料理は食べきれぬ量を作り、目の細かい水切りネットを使ってください。

◆たくさん使っても洗浄力は同じ

洗剤は正しく計って使ってください。適量以上に使用しても、川や海をよこしてしまいます。

◆流さない工夫

使用済みの油は、凝固剤で固めたり、古新聞などに吸わせたりした後に可燃ごみとして捨ててください。食器や鍋についた油などの汚れは、ゴムベラ、古新聞などでふき取ってください。

▼問合せ 住民課環境保全グループ

☎ 28・0916

浄化槽の法定検査・保守点検・清掃は忘れなく

県では、10月を「浄化槽強調月間」と定め、浄化槽の法定検査や保守点検・清掃をお願いしています。

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水をきれいにします。適正な維持管理を行わないと浄化槽の機能低下や悪臭の発生などの原因となります。

浄化槽の使用には、維持管理として

次のことが法律で義務付けられています。

◆法定検査

毎年1回、法定検査を受ける必要があります。法定検査は、県知事が指定した検査機関のみが行なうことができます。

▼申込み (社)愛知県浄化槽協会

☎ 052・481・7160

◆保守点検

定期的に保守点検を行わなければなりません。浄化槽の機能を確認し、必要に応じて修理してください。県指定事業者のみ委託できます。

◆清掃

毎年1回以上の清掃が必要です。浄化槽の機能を最大限に発揮するために、槽内の汚泥などを取り除いてください。町許可事業者のみ委託できます。

▼申込み 豊衛工業(株)

☎ 28・0524

▼問合せ 住民課環境保全グループ

☎ 28・0916

食品ロスを減らしましょう

10月は「食品ロス削減月間」で、30日は「食品ロス削減の日」です。

食品ロスとは、食べ残し等まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。

環境省によると、日本の食品ロスは

年間472万トンあり、これは世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料支援量に相当します。また、食品ロスを国民一人当たり換算すると、お茶碗約一杯分の食べ物が毎日捨てられていることとなります。

食品ロスを減らす行動は、家計の余計な出費を抑えることにもつながります。食品ロス削減に向けて、できることから取り組んでみましょう。

○買い過ぎない

買い物に行く前に、冷蔵庫の中の食材を確認しましょう。ばら売り、量り売りを利用して必要な量を買しましょう。

○作り過ぎない

食べきれぬ量を作りましょう。

○食べ残さない
残った料理を使って、他の料理に作り変える工夫をしてみましょう。

▼問合せ 住民課環境保全グループ

☎ 28・0916

